

エーザイ豊友会 関西支部会則付則（運用基準）

第4条 （入会）支部入会金は、入会時のみ1,000円を徴収し、支部会員に対する通信連絡費とする

第5条 （役員）役員再任の制限

- (1) 75歳を越える役員の再任は認めない
- (2) 支部長の任期は2期4年までとする
- (3) 役員（支部長、副支部長、理事、監事、事務局長）を退任した理事は参与として支部運営に参画する
- (4) 参与（非役員）の任期は就任後最長4年とする（ただし自己都合による退任は認める）

第9条 （事業）

- (1) イ. 会員の親睦会は総会時に行うことを原則とする。
ロ. 会員全員で行うリクレーシヨンのな行事を年2回（集う会・放談会）開催することを原則とする。
ハ. 公式行事の集う会は参加費で運営する。これまで要望のあったご家族の参加を可とする。
- (2) 会員名簿作成
- (3) イ. 同好趣味の会などは、その代表者からの申請により、理事会が認めたものとする。
ロ. ①同好趣味の会成立条件：5名以上のメンバーであること。
②同好趣味の会運営条件：会ごとの自主運営とする。

第10条 （運営）

本会の運営に関する費用（支部入会金・豊友会交付金・臨時会費）の管理は原則として事務局長ならびに会計担当理事が行い、監事の監査を受ける。

第11条 （事務局の設置）

エーザイ豊友会関西支部事務局をエーザイ(株)大阪コミュニケーションオフィス内に置く。

- (1) エーザイ(株)大阪コミュニケーションオフィスはエーザイ(株)総務部および人事部より確認書に基づき、エーザイ豊友会関西支部の事務局を設置し、その担当者を置く。
- (2) 事務局担当者の任期
担当者がエーザイ(株)の人事異動により、異動した日までとする。
- (3) 事務局担当者の後任
人事異動により担当者異動があったとき、エーザイ(株)西日本長に、すみやかに後任者を指名していただく。
- (4) 前任者・後任者間で引継ぎは必ず行っていただく。
- (5) 事務局担当者の業務
事務局長の指示により会議室の予約を行う。

[改訂]

平成12年4月1日 改訂

- ・第7条 [役員再任の制限] 追加
- ・第9条 (6)項 追加
- ・第11条 エーザイ(株)組織改変に伴う事業所の名称および事務担当者の変更
- ・第13条 (イ)項：ロ 変更

平成13年4月1日 改訂

- ・第9条 (4)項：ロ 変更
- ・第11条 (4)項：エーザイ(株)事務担当者の変更

平成15年4月1日 改訂

- ・第13条 (イ)項：削除

平成20年4月1日 改訂

- ・第5条 (2)参与の任期

平成20年8月27日 改訂

- ・第9条 (1)項：ロ 会員全員で行うリクレーション名の明記
- (4)項：ロ 平成14年度より同好趣味の会をスタートさせるを削除
- (6)項：削除

平成22年12月9日 改訂

- ・第9条 (1)項：ハ 追加
- (5)項：イ. を、削除する。ロ. をイ. とする

平成23年12月8日 改訂

- ・第5条 (1)項、改訂
- (2)項 追加
- (3)項 改定追加
- ・第9条 (1)項 中四国・北陸に、を 近畿以外に 変更
- (5)項：イ. 弔電 会長名 を 支部長名

2012年10月1日 改訂

- ・第9条 (4)項：ロ. ③ を削除
- (5)項：イ. を 改訂

2013年3月15日 改訂

- ・第9条 (1)項：ハ. を 改訂
- (5)項：イ、を 改訂

2013年8月22日 改訂

- ・第9条 (5)項：イを追加 従来のイを ロに変更

2014年3月14日 改訂

- ・第9条 (1)項：ハ を削除

2015年4月16日 改訂

- ・第9条 (5)項：イを削除し、従来のロをイにする。

2018年3月2日 改訂

- ・第10条 (運営費)を (運営)に変更

2019年3月1日 改訂

- ・第4条 (入会)項：入会時のみ1000円を徴収しに変更
- ・第9条 (2)項：イ、会員名簿作成 のみとし、発行は・・・以降を削除
- ・第10条 (運営)項：本会の運営費・・・を本会の運営に関する・・・に変更
- ・第11条 (事務局の設置)(5)項：①、②を全文削除し事務局長の指示により会議室の予約を行うとする

2019年8月22日 改定

- ・第5条 (役員) 役員再任の制限
- (1) 73歳を75歳に変更
- (3) の内容変更
- (4) を追加

2024年4月18日 改訂

- ・第9条 (5)イ. 会員が死亡したときは、支部より香典(1万円)を供する。
を削除する